

田辺市指定管理者選定委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の選定を公平かつ適正に行うため、田辺市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公募による指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者の選定に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員会に、必要に応じ、特別委員を置くことができるものとし、その任期は、市長が必要と認める期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、選定の対象となる指定管理者の候補者に応募した法人その他の団体の代表者若しくは役員その他これらに準ずる者であるとき、又は当該団体と直接利害関係があるときは、当該候補者の選定に係る議事に加わることはできない。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員又は特別委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。